



(裏面)

## 遵守事項

- 1 提供を受けた要介護認定等に係る情報を、本人の介護サービス計画等作成以外の目的に使用しません。
- 2 提供を受けた要介護認定等に係る情報を、主治医を含む介護サービス計画等作成に係る関係者以外の者（本人を含む）に知らせ、又は提供しません。
- 3 サービス担当者会議に出席した介護サービス等の担当者が受けた要介護認定等に係る情報を他の者に知らせ、又は提供しないよう必要な措置を講じます。
- 4 提供を受けた要介護認定等に係る情報を厳重に管理します。
- 5 本人との居宅介護支援サービス等の提供に係る契約関係が終了した場合、その他提供を受けた要介護認定等に係る情報を所持する必要がなくなったときは、責任を持って速やかに当該要介護認定等に係る情報を適正に処理し、個人情報が漏れることがないように廃棄します。
- 6 上三川町から要介護認定等に係る情報の提示、提出又は返還を求められたときは、いつでもこれに応じます。

(注意) 上記に違反した場合、今後の情報提供が受けられなくなります。